

誰もが暮らしやすい社会を目指して ～心のバリアフリーの理念を理解する～

基本的な考え方

共生社会に向けて

- 障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現しなければなりません。
この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会です。
- 過去において、障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は共生社会においてはあってはならないものです。
また、障害のある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解も誤りです。
障害のある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在です。
障害の有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するということは、人々の生活や心において「障害者」という区切りがなくなることの意味します。
- そのためには、まず、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底していくことが必須です。
- その上で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくこと（「心のバリアフリー」）が重要です。

「心のバリアフリー」とは

- 「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点です。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

※上記③の力については、中でも障害のある人の尊厳を大切に、合理的配慮を行うことができる力を身に付けるために、障害についての基礎的知識や障害の状態に応じた接し方（身体障害者補助犬を同伴した人及び身体障害者補助犬に対する接し方を含む）の基本の習得に取り組むべきです。特に、情報を「受け取る」「理解する」「伝える」の各段階において障害のある人がいることを十分に理解した上で、情報保障を行う等、そうした人が排除されることのないような社会を創りあげていく必要があります。

この基本的な考え方を基に、本研修プログラムでは、以下を理解し、身に付けて頂きたいと考えています。

「障害」はどこにある？

日本には、16人に1人、心身に機能の障害がある人がいると言われています。その障害もさまざまですが、果たして、「障害」というのは、心身に機能障害があるので、その人にとって、困難が生じれば、その人は自分で乗り越えていかなければならないのでしょうか？

例えば、車いす使用者の方が、お店に入れなくて困っているとします。階段が狭い、入口の幅が狭い、バリアフリールートのご案内がないなどによって、入れません。この方の「障害」となってお店に入れにくいという困りごとを生じさせているのは、お店の環境づくりにも要因があるのではないのでしょうか？
つまり、「障害」は社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害とがあいまって、作りだされているのです。すなわち、「障害」は社会にあります。

心身の機能に障害を持つ人の数

国内総人口の6% 16人に1人



出典：厚生労働省調査

* 障害者数について

ここでは、身体障害、知的障害、精神障害の3区分による基本的統計値を見るが、障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

「障害の社会モデル」

「障害＝バリア」は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害があいまって作りだされているものであることを、『障害の社会モデル』といいます。

※「障害の社会モデル」に対して、障害は個人の心身機能の障害によるものであるという考えを「医学モデル」といいます。

この「障害」を取り除き、また取り除くための手助けをして、差別を行わず、多様な人々とのコミュニケーションをする力を磨き、行動をすることが「心のバリアフリー」の目指す共生社会に求められています。

* 「障害者の権利に関する条約」

での位置付け

「障害の社会モデル」の考え方は、2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に示されています。日本では、これを2014年に批准しており、この考え方に基づく対応が法的にも求められています。

特に、2016年4月から施行された「障害者差別解消法」は、この考え方にに基づき、国・地方公共団体・事業者に対して、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供を求めています。

社会にある「バリア」によって生じている 困りごとや痛みを『気づく』

- 社会にある「障害＝バリア」を取り除いていくには、心身に機能の障害がある方が社会的障壁によって、どんな困りごとや痛みがあるのかに『気づく』ことが必要です。
- ただし、心身の機能の障害は多様であり、それぞれが感じる「バリア」は違います。心身の機能障害の特性に対する理解を深めるとともに、障害当事者とのコミュニケーションを通じて、困りごとがあるのかに気づくことが重要です。
- 何がバリアになって、どんな困りごとが生じてしまっているのか、あなたの職場、家庭、友人との語らいなどの環境の中での「バリア」をまずは考えることから始めてみましょう。

共生社会をつくるために、具体的な行動を起こす

- バリアに気づくことができれば、それを取り除くための「具体的な行動を起こす」だけです。自分ができることを考え、行動を起こしましょう。
- まずは、自身の周囲に気を配り、多様な人々の困りごとや痛みを察知できる力を養うことから始めましょう。そして、障害当事者とのコミュニケーションを積極的に行って、何が必要なかを理解することが重要です。
- しかし、とりわけ日本の社会では、困っている人やその痛みを気づいても、無関心であったり、無関心を装ったり、遠慮をしまったりなど、心にバリアをつくってしまって具体的な行動が起こせない人が多いことが実情です。
- しかし、あなたが具体的な行動を起こしていくことで、「心のバリアフリー」の目指す共生社会は実現します。自分は何ができるのかを具体的に考え、そして障害をもつ方とコミュニケーションをとってバリアを解消するための行動を起こしましょう。